

東浦町立生路小学校 いじめ防止基本方針

令和8年4月7日改訂

1 いじめ防止に対する基本的な考え方

① 基本理念について

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命・心身または財産に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、児童がいじめを行うことなく、また他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを見過ごすことがないように、いじめ防止のための対策を行う。

また、本校の教育目標の重点努力目標を設定し、あわせて「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の3つのポイントをあげる。

ア いじめ防止対策に関する組織と指導體制の充実

イ いじめの防止等に関する取組の強化

ウ 重大事態発生時の迅速な対応

② いじめの定義

いじめとは、児童に対して、一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

③ 学校及び職員の責務について

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者および地域の方との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努める。

2 いじめ防止対策に関する組織と指導體制の充実

① 組織について

ア いじめ防止等の対策のための組織の設置

いじめの防止等を実効的に行うために、次の機能を担う「いじめ・不登校・虐待対策委員会」を設置する。

イ 「いじめ・不登校・虐待対策委員会」の構成員について

校長、教頭、教務主任、校務主任、生徒指導主任、担任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、必要に応じてスクールカウンセラーや校医、関係職員が出席する。

ウ 「いじめ・不登校・虐待対策委員会」の開催時期について

月1回の定例会と年3回の特別委員会を開催し、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

② 「いじめ・不登校・虐待対策委員会」の主な活動について

ア いじめの未然防止に関すること。(授業改善、校内研修)

イ いじめの早期発見に関すること。(アンケート調査 年3回、教育相談 年3回)

ウ いじめ事案に対する対応に関すること。(保護者、地域との連携、警察との連携)

エ 取組の検証に関すること。(日程・会議の開催時期・取組の見直し等)

3 いじめ防止等に関する取組の強化

① 未然防止の方策について

- ア 児童理解を十分に行い、学習に対する興味・関心を高める授業の実践
- イ 道徳教育や体験活動、交流活動の充実
- ウ 信頼関係を育み、児童の心をつかむ学級・学年・学校の「居場所づくり」の実践
- エ インターネットの正しい利用とマナーの理解を深めるための情報モラル教育の推進
- オ インターネット、携帯電話、スマートフォンの利用について児童・保護者への啓発活動
- カ 児童・教師・保護者の人権意識の高揚を図る活動の実践
- キ いじめに関する教職員の研修

② 早期発見・早期対応について

ア いじめアンケート等

児童の小さなサインを見逃さず、いじめを早期に発見するため、児童に対する定期的な調査および情報交換を次のとおり実施する。

- ・児童対象いじめアンケート調査 年3回 (6月・11月・2月)
- ・教育相談を通じた学級担任による児童からの聞き取り調査 年3回 (6月・11月・2月)
- ・保護者との情報交換 学年懇談会・個人懇談会など
- ・日常の観察による 随時
- ・児童の様子の情報交換による 随時(学年会後・毎職員会議後)

イ いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめに関する相談を行うことができるよう、次のとおり相談体制の整備を行う。

- ・スクールカウンセラーの活用
- ・心の相談室 相談員の活用 相談ポスト

ウ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を以下のように、年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

- ・児童観察と理解の研修会…………… 全職員
- ・望ましい集団づくりと児童の観察の仕方の研修会… 教務 QUテスト講習会

③ いじめへの対策について

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校・虐待対策委員会」において情報を共有し、組織的に対応する。
- イ いじめがあると判断した場合は、被害児童のケアや支援、加害児童の指導や支援、問題の解消(再発防止の教育活動、その後の経過の見守り)まで責任をもって対応する。
- ウ 保護者の協力、スクールカウンセラー、警察・児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。

エ インターネットを通じて行われるいじめに効果的に対処できるよう、必要に応じて警察や法務局等とも連携する。特に、誹謗中傷、個人情報の拡散等、法令に抵触するおそれがある場合には、速やかに相談・通報を行う。

オ 児童を対象に、インターネット・スマートフォン・携帯電話利用に関わる安全教室を開催する。

4 重大事態発生時の迅速な対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合は、以下の対応を迅速にとる。

- ① 重大事態が発生した旨を、東浦町教育委員会に速やかに報告する。
- ② 東浦町教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を学校または東浦町に設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- ① 「学校いじめ防止基本方針」をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるように努める。
- ② いじめに関する項目を盛り込んだ取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、「いじめ・不登校・虐待対策委員会」でいじめに関する取組の検証を行う。
- ③ 年間計画について

学期	「いじめ・不登校・虐待対策委員会」の取組	その他の取組
1 学 期	<p>【4月】いじめの未然防止への取組内容の検討</p> <p>【4月】望ましい集団づくりのための取組内容の検討</p> <p>【4月】いじめ防止基本方針等の確認</p> <p>【4月】教育相談の内容の検討</p> <p>【6月】いじめアンケート、教育相談の実施</p> <p>【6月】情報モラル教室の実施</p> <p>【7月】1学期の取組の反省と夏季休業中の研修会の内容、および2学期以降の取組の検討</p>	<p>【4月】引継ぎ・情報交換</p> <p>【6月】教育相談後の情報交換 情報モラル教室</p>
2 学 期	<p>【10月】人権週間の取組内容の検討</p> <p>【11月】いじめアンケート、教育相談の実施</p> <p>【12月】2学期の取組の反省と冬季休業中の研修会の内容、および3学期以降の取組の検討</p>	<p>【9月】夏季休業中の児童の様子 についての情報交換</p> <p>【11月】教育相談後の情報交換</p>
3 学 期	<p>【1月】いじめアンケート、教育相談の実施</p> <p>【2月】学校評価の検討と今後の対策</p> <p>【3月】3学期の取組の反省と来年度の取組の検討</p>	<p>【1月】冬季休業中の児童の様子 についての情報交換</p> <p>【2月】教育相談後の情報交換</p>